

令和6年12月23日

一宮市議会公印規程及び一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市議会
議長 竹山 聡

一宮市議会規程第3号

一宮市議会公印規程及び一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程（案）

（一宮市議会公印規程の一部改正）

第1条 一宮市議会公印規程(昭和44年一宮市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(保管) 第4条 公印は、 <u>事務局</u> 長が保管する。 別表(第3条関係) 【別記 参照】	(保管) 第4条 公印は、 <u>議会局</u> 長が保管する。 別表(第3条関係) 【別記 参照】

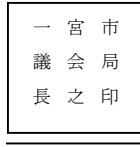
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

公印番号	名称	書体	寸法(mm)	ひな形	用途
略					
2	<u>一宮市議会事務局</u> 局印	れい書	方21		<u>議会事務局</u> 名をもってする文書用
略					
7	<u>一宮市議会事務局</u> 局長	てん書	方18		局長名をもってする文書用
8	<u>一宮市議会事務局</u> 局長	てん書	方18		局長名をもってする文書用

改正後

公印番号	名称	書体	寸法(mm)	ひな形	用途
略					
2	一宮市議会局之印	れい書	方21		議会局名____をもってする文書用
略					
7	一宮市議会局長之印	てん書	方18		局長名をもってする文書用
8	一宮市議会局長之印	てん書	方18		局長名をもってする文書用

(一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年一宮市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(一宮市議会事務局の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 略 2 略 (写しの作成等に要する費用)	(個人の権利利益を害するおそれ大きいもの) 第5条 略 (1)・(2) 略 (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある議会に対する行為による保有個人情報(一宮市議会局____の職員が取得し、又は取得しようとしている個人情報であつて、保有個人情報として取り扱われることが予定されているものを含む。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態 (4) 略 2 略 (写しの作成等に要する費用)

第18条 略 2 前項に規定する費用は、<u>一宮市議会事務局庶務課</u>(第5項において「<u>庶務課</u>」という。)において徴収する。 3・4 略 5 条例第30条の送付に要する費用(同条に規定する送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を含む。)は、郵便切手又は<u>庶務課</u>が作成した納付書で納付する方法により納付しなければならない。	第18条 略 2 前項に規定する費用は、<u>一宮市議会局総務課</u>(第5項において「<u>総務課</u>」という。)において徴収する。 3・4 略 5 条例第30条の送付に要する費用(同条に規定する送付に準ずるものとして議長が定めるものに要する費用を含む。)は、郵便切手又は<u>総務課</u>が作成した納付書で納付する方法により納付しなければならない。
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。